**平成２６年（フ）第１５４２号**
愛知県春日井市高山町４丁目３番地10　レオネクストＴ＆Ｔ203号、従前の住所愛知県春日井大手田西町３丁目20番地10　カーサ・大手701号
債務者　Ｂｅｌｌｅｚｚｅこと　井田　雅文
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　啓悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第５２５号**
熊本市北区龍田陳内４丁目２番12号　岩野アパート２－３
債務者　中尾真喜子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本猪智郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第２５０号**
埼玉県本庄市児玉町八幡山316番地７
債務者　能見　菊夫
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　智章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第２５４号**
埼玉県本庄市児玉町吉田林378番地12
債務者　町田　和久（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　智章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第１６２３号**
名古屋市天白区植田東１丁目307番地　トゥインクルＫ－Ａ棟101号
債務者　山本　恭士
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　孝充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１１１６号**
名古屋市中川区荒中町235番地　第２荒中荘201号
債務者　居酒屋むらさきこと　織戸　勝巳
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　俊高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第２６６号**
北海道北斗市中央２丁目４番８号
債務者　石澤　修治
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第２７２号**
北海道茅部郡森町字森川町204番地１
債務者　河島　広美
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第２８３号**
函館市深堀町40番９号
債務者　山崎加奈見
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第２９１号**
函館市昭和町22番地38
債務者　山口貴哉子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第２９５号**
北海道茅部郡森町字上台町35番地　柳田荘201
債務者　倉地　佳満
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第６２１号**
名古屋市南区汐田町12番25号　あさひハイツ307号
債務者　奥野　盛雄
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１５８６号**
大阪市住吉区墨江１丁目９番25号ウィステリア墨江305号、前住所大阪市住吉区上住吉１丁目６番９号
債務者　髙橋　幸二
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３８７７号**
大阪市東淀川区東中島２丁目17―11―1111　エステムコート新大阪９グランブライト、住民票上の住所京都市西京区嵐山内田町１番地
債務者　髙橋　祐樹
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３９６２号**
大阪市淀川区東三国５丁目13―32第６ハピネス102号、住民票上の住所大阪市都島区毛馬町２丁目11番31―405号
債務者　山田光男こと　朴　　相亀
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３９６４号**
大阪府守口市寺方元町１丁目18番６号
債務者　山下キミヱ
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部